

対象となる学校及び学業成績等に関する基準

対象となる学校及び学業成績等に関する基準は、現時点で以下のとおり。

1. 対象となる学校

(表1)で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校(確認大学等)に在学及び進学する人が給付対象となる。

(記号の意味) ○：給付対象 ×：給付対象外 △：表下(※)参照 (表1)

学校種別・課程		給付の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科 ※	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科 ※	△
専修学校	専門課程(上級学科を含む)	○
	通信教育課程	○

※ 短期大学および高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(以下、「認定専攻科」という。)に在籍している人に限り対象とし、本科卒業(修了)から認定専攻科への入学が1年以内であることとする。

2. 学業成績等に関する基準

申込者に応じて表2のとおりとする。ただし、基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が(表3)の1～3のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(表2)

申込者の年次	学業成績等に関する基準
進学予定者・ 在学生1年次	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が5段階評価で3.5以

	上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、学修計画書等により確認できること
在学学生2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1／2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととする。

(表3)

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合は、給付の対象となり得る。